

## 豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、ヤングケアラー及び家族に対して家事支援サービス（以下「サービス」という。）の利用を支援することで、ヤングケアラーが担う日常的な家事負担を軽減するとともに、ヤングケアラー自身が家事スキルを学ぶことや家事の効率を高める事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者をいう。

第2条の2 この要綱において、家族とはヤングケアラーと同居する者をいう。

### （実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、豊橋市（以下「市」という。）とし、その一部を市長の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に委託することができるものとする。

### （利用対象者）

第4条 この事業の利用対象者は、市内に住所を有し、家事や家族の世話などを行うヤングケアラー及びその家族とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

### （利用申請）

第5条 サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）利用申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認めたときは利用者あて豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）利用決定通知書（様式第2）により通知しなければならない。また、必要と認められないときは利用者あて豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）利用却下通知書（様式第3）により通知しなければならない。

### （利用変更）

第6条 サービスを利用する者について、申請書に記載した事項の変更が生じたときは、豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）利用変更申請書（様式第4）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認

めたときは利用者あて豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）利用変更決定通知書（様式第５）により通知しなければならない。また、必要と認められないときは利用者あて豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）利用変更却下決定通知書（様式第６）により通知しなければならない。

３ サービスの利用に関し変更が生じる場合、市が登録事業者と調整することとする。  
（利用消滅）

第７条 サービスを使用する者について、利用を要する事由が消滅したときは、速やかに市長あて豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）利用事由消滅届（様式第７）により届け出なければならない。

２ 市長は、前項に規定する届け出があった場合は、利用者に豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）利用解除通知書（様式第８）により通知するとともに、施設に名簿により通知するものとする。

（サービスの内容）

第８条 サービスの内容は、日常的に行う家事等で次の各号に掲げるものとする。

- （１）食事の準備及び後片付け
- （２）衣類やタオル類の洗濯
- （３）居住内の掃除、整理整頓
- （４）生活用品の買い物
- （５）その他必要な家事支援

（サービスの利用日時、時間及び場所）

第９条 サービスの利用における日時、時間及び場所については以下のとおりとする。

- （１）サービスを利用できる日時は、登録事業者がサービスを提供できる日時とする。
- （２）サービスを利用できる時間は、１回２時間以上で登録事業者が定める時間とする。
- （３）サービスを利用できる場所は、利用者の居所とする。

（利用料）

第１０条 利用者がサービスの提供を受けたときは、市が登録事業者に利用料を支払うものとする。

（委任）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 2 日から施行する。